

## 直筆と微言

— 中国の史家の場合 —

小倉芳彦

## 一 『大日本史』の場合

水戸藩の『大日本史』には各紀伝の篇末に「贊ニ曰ク」で始まる論贊がついていた。幕末近くなって後期水戸学派の手でそれらは削除されたため現行本には附されていないが、その削られた論贊だけを集めた『大日本史賛藪』という本があって、かつてその訓読・校註の仕事をしたことがあった(日本思想大系48『近世史論集』岩波書店、一九七四年)。

その折に『大日本史』の編纂過程を調べていると、藤原公宗という人物を「叛臣伝」から離すべきだという議論があった。公宗というのは鎌倉幕府が滅んでから北条氏の残党と組んで、後醍醐天皇の暗殺を謀り誅殺された人物で、たしかに叛臣にはちがいないが、それはまずい。なぜなら公宗の家系は西園寺家につながり、江戸時代の現在にも伝わっている貴顕の家の先祖だから、それを「叛臣伝」に入れるのはよろしくない。それはたんに恐れ多いからではなく、わが『大日本史』の場合は、「異朝革命之史」とはちがって「皇朝

百王不易之史」であり、もとより立場がちがうのだ。異国の王朝の逆臣なら直筆を加えてもよいが、わが国の場合は工夫があつて然るべきである。しかも『大日本史』は「公共之書」であり、こうするのが「当世ノ為ニ諱ム」の原則に合つた正しい処置である。と、「論贊」執筆の責任者安積澹泊が室鳩巢宛ての書簡に書いている。

正直言つて、「当世ノ為ニ諱ム」のが「公共」の立場だという言い方に、私は一種の違和感があつた。なぜかと言うと、史官あるいは史家は事実をありしがままに直筆するのが任務である、というのが常識であつて、それからすると『大日本史』の立場は曲筆ではないか、と疑念が生じたわけである。

## 二 直筆・直書

史官は直筆すべきだ、事実を直書するのが本務だという常識の背景には、次のような事例が水面下で前提となつていていると思う。

1 (説文解字) 𠄎 記事者也。从文持。中。中正也。凡史之属皆从𠄎史。

「史」とは事を記す者で、 $\exists$  (手) が中を持つ形より成る。中とは正のこと。史官の属はすべて何々史とよぶ(後述4の大史・小史・内史・外史等をさす)。

『説文解字』というのは後漢時代にできた、体系的で権威のある字書だから、「史官は中正を持する者」という『説文』流の解説は、後世の中国人・日本人の頭に入り込んで常識になっていた。さらにそれを支える実例が伝えられている。先ず晋の董狐。

2 (春秋左氏伝 宣公二年4) (秋九月)乙丑、趙穿殺<sub>二</sub>靈公於桃園。宣子未<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>山而復。大史書曰「趙盾弑<sub>二</sub>其君<sub>一</sub>」、以示<sub>二</sub>於朝<sub>一</sub>。宣子曰「不<sub>レ</sub>然。」対曰「子為<sub>二</sub>正卿<sub>一</sub>、亡<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>越<sub>レ</sub>竟、反不<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>賊、非<sub>レ</sub>子而誰<sub>一</sub>。……孔子曰「董狐、古之良史也。書<sub>レ</sub>法不<sub>レ</sub>隱。……」

九月乙丑の日に、趙穿が晋の靈公を殺すと、亡命しかけていた趙宣子(趙盾)は国境の山を越えずにもどつて来た。すると大史の董狐は下手人は趙穿なのに「趙盾、其ノ君ヲ弑ス」と記録した。趙盾が事実とちがうではないかと言うと、董狐は「国境を越えずに帰国して下手人の罪を問わぬ責任は、正卿たるあなたに在る」と答えた。それについて孔子が「董狐は古の良史である。書法通りに記録して筆を曲げなかった」と評した、とある。なるほど良史とはかかるものか、史官とはかくあるべしという建前を示す話である。もう一つ齊の大史の話がある。この方は史官の名は伝わっていない。

3 (春秋左氏伝 襄公二十五年2) 大史書曰「崔杼弑<sub>二</sub>其君<sub>一</sub>」。

崔子殺<sub>レ</sub>之。其弟嗣書、而死者又二人。其弟又書、乃舍<sub>レ</sub>之。南史氏聞<sub>二</sub>大史尽死<sub>一</sub>、執<sub>レ</sub>簡以往。聞<sub>二</sub>既書矣<sub>一</sub>、乃還。

大史が「崔杼、其ノ君ヲ弑ス」と記録したので崔武子(崔杼)はこれを殺した。大史の弟は引き継いで同じことを記録し、死者が二人ふえたが、その弟が(四番目に)さらに同じく記録したので、崔杼はそのままだした。大史兄弟が全員殺されたと聞いた南史氏は、簡策を手にして朝廷に赴こうとしたが、すでに記録されたと聞いて引き返した。

直書すれば殺されるとわかっていのに生命がけて記録するといふ、まこと史官の美談の例である。これらにくらべると、さきほど言った「当世ノ為ニ諱ム」、御時世を憚って事実を直書しないとはどういうことか。どうも歯切れがわるいという感想が生じて来るわけである。

### 三 「史」とは

「史は中正を持する者」という『説文』の説明は、実は「中」の字の誤解にもとづく一種の先入見にすぎないことが、二十世紀に入ってから研究で明らかになっている。「史」という官は本来はそういう働きをしていなかったことが論証されている。そのうちの代表的な例を挙げてみる。

その先鞭をつけたのは清末民国初の学者、王国維の「積史」という論文で、根拠の一つは次の『周礼』の記事である。

4 (周礼春官) 大史掌<sub>二</sub>建邦之六典<sub>一</sub>、以逆<sub>二</sub>邦国之治<sub>一</sub>。……凡射事、飾<sub>レ</sub>中舍<sub>レ</sub>筭、執<sub>レ</sub>其礼事。

『周礼』の内容は西周初の官制そのものとは考えられぬが、春官に属する官の中に大史・小史・内史・外史・御史等の官職が列挙さ

れている。そのうち大史の条の最後に、「凡ノ射事(射礼)ハ中ヲ飾リテ筭ヲ舎キ、其ノ礼事ヲ執フ」とある。この「中」を、王国維は『儀礼』などの記述で補って中正の中とはちがうと考証した。中正の中は金文では「中」<sup>中</sup>となっていて、『説文』の中とは形がちがいが、中<sup>中</sup>は筭を盛る器である。筭は筭・策と同字で「サク」と読む。筭は長さ八寸から一尺二寸ぐらいの竹箸のような棒で、射礼の際に、矢が的中すると一本ずつ「筭ヲ舎ク」。その筭を盛る(入れる)器が中<sup>中</sup>だという。そうした矢の数取りを扱った役人が、中<sup>中</sup>すなわち本来の史であり、やがて筭を使用する他の仕事も史の職掌としてひろがった。蔵書(書策を保管する)、読書(祝詞・盟書などを読む)、作書(辞令を作成する)が史の仕事となった。——以上のような王国維の説は史とは中正を持する者という先入見に囚われぬ明晰な卓論である。ただこうした「中」に該当する実物の青銅器例にお目にかかれないのが残念だけれども。

わが国の内藤虎次郎(湖南)も、『支那史学史』の最初の「史の起源」で王国維説を全面的に紹介し、ほぼそれに賛成している。近年では藤堂明保氏の『漢字語源辞典』は、「中」は竹札を入れる筒、「史」はそれにヨ(手)を加えた会意文字であるとしている。また白川静氏は『字統』で、「中」は祝詞を入れる木<sup>木</sup>に著けた形で、<sup>史</sup>はこれを手に持ち神に捧げて祭る形式の儀式であり、史祭が「史」の原義であった。そこで祝詞を保持する者が「史」とよばれたが、後世祭祀中心の神政王朝が変質して世俗化するにつれて、祭祀執行者としての「史」の地位も下落し、「巫史」として蔑まれるようになった、という。

このように「中」に関する解釈は一定してはいないが、すくなくとも「中正を持する者」という『説文』的な説明が「史」の原義でないことは確かである。

#### 四 微言・微辞

直筆、直言の他に、中国の歴史叙述の原則には、微言、微辞というのがあることにその後気づいた。『大日本史』にはそれが生かされているわけだ。その典拠としては次のようなものがある。

5 (春秋左氏伝 成公十四年5) 九月、僖如以<sup>二</sup>夫人婦姜氏<sup>一</sup>至<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>齊。舎<sup>レ</sup>族、尊<sup>レ</sup>夫人<sup>一</sup>也。故君子曰「春秋之稱、微而顯、志而晦、婉而成章、盡而不汙、懲<sup>レ</sup>惡而勸<sup>レ</sup>善、非<sup>レ</sup>聖人<sup>一</sup>誰能脩<sup>レ</sup>之。」

九月、「僖如」というのは魯の叔孫僖如のことだが、その僖如が夫人たる婦の姜氏を伴って齊から帰国した。同年の『春秋』経文には、「僖如」とだけあって族名の「叔孫」が省かれているのは、夫人を尊重した書き方だという。このことについて『左氏伝』には「君子」の評がつけ加えてある。『春秋』の記述法は、「微ナレドモ顯<sup>レ</sup>」、微小な表記のちがいで大義が顕われ、「志セドモ晦ク」、平坦な記述でも内容は奥深く、「婉ナレドモ章ヲ成シ」、婉曲な表現でも趣旨は明確で、「尽シテ汙セズ」、事実を残らず記して曲げることなく、「悪ヲ懲シ善ヲ勸ム」。聖人以外に誰がこのような書き方ができようか、と述べている。読む方もその辺を心得ていないと読みちがえます。と警告しているわけだ。同じ事実でも場合によって書法を変えろというのは、『公羊伝』に「三世異辞」の説がある。

6 (春秋公羊伝 隠公元年) (十二月) 公子益師卒。何以不レ曰。遠也。所見異レ辞、所聞異レ辞、所伝聞異レ辞。

十二月に魯の公子益師が亡くなった。『春秋』経文には「十二月」とのみあって、何日であるかが記録されていない。「何ヲ以テ曰イハザル」、なぜ日を記さないのか、と「公羊伝」は問いかけ、それに対して答えを述べる。「遠ケレバナリ」、孔子の時代から見ても遠いからだ。孔子が現に生きていた所見の世(昭・定・哀三公の時代)、それ以前の所聞の世(文・宣・成・襄四公の時代)、さらにそれより遠い所伝聞の世(隠・桓・莊・閔・僖五公の時代)とそれぞれに記録のしかたを変える。この場合の隠公元年は一番遠い所伝聞の世なので、公子益師を尊んで亡くなった日を書かない、というわけである。書かないことを通じて書き手の意思をあらわす。それが微言・微辞を用いる目的だというわけだが、それをさらに制度化したものに避諱がある。

## 五 避諱

諱(生前の本人の名を口にするのを避ける制度を述べている一つは、

7 (春秋公羊伝 閔公元年) 春秋為レ尊者諱、為レ親者諱、為レ賢者諱。

で、目上の者(尊者)、近親者(親者)、賢者の本名は口にしてはならぬとする。最初の『大日本史』の例で「当世ノ為ニ諱ム」というのはこれの同類である。

尊者の名をなぜ諱むのか。これはおそらく禁忌に属する習俗

に由来すると思うが、古代の思想家もこの習俗を説明するのに困ったと見えて、次のような対話が「孟子」に残されている。

8 (孟子尽心下) 曾皙嗜羊棗、而曾子不レ忍食羊棗。公孫丑問曰「膾炙與羊棗孰美。」孟子曰「膾炙哉。」公孫丑曰「然則曾子何為食膾炙而不レ食羊棗。」曰「膾炙所同也、羊棗所獨也。諱名不レ諱姓、姓所同也、名所獨也。」

曾参の父曾皙は羊棗(ナツメ)が好きだった。そこで孝心の篤い曾参はナツメを口にするに忍びなかった。それを不審に思った弟子の公孫丑が孟子にたずねた。「膾炙(細切り焼肉)とナツメはどちらが美味ですか」。孟子「焼肉に決まっとる」。公孫丑「では曾子はなぜ美味の焼肉は食べて不味いナツメは食べなかったのでしょうか」。

この質問に対する孟子の答えは「焼肉は曾参の父子ともども好物だったが、ナツメは父親ひとりだけの好物だった。姓と名のうち、名は口にするのを諱むが、姓の方はべつに諱まない。それは姓は父子同じだが、名は別々だからだ」。

この説明で公孫丑が納得したのかどうかわからぬが、姓は諱まぬのに名は諱むという習俗について十分な説明を孟子もしかねたことをこの話は示している。

しかし民間起源のこの習俗がしだいに政治の次元に移って行くと、君主の名は口にしてはいけない、書いてはいけないというように禁令として強化されて行く。歴代の改字、欠筆、欠画などの実例についてまとめてあるのは陳垣の『史諱举例』で、歴代の改字や欠筆の実例や、避諱を逆用した刊行年代の推定法などについて多くの知識を授けてくれる。その中から一例だけ引くと、

## 9 (史記 秦楚之際月表) 端月。

この月表の最上欄に「端月」とあるのは、索隱注に「二世二年正月也。秦諱正、故云端月也。」とあるように、始皇帝たる秦王の名「政」と音が同じ「正」字を諱んで、「正月」を「端月」と書き変えた例で、秦の二世皇帝時代の表記がそのまま漢代まで持ち越されたわけである。

近年馬王堆から出土した帛書『老子』の写本にも、改字の例が見られる。現本『老子』で言えば第八十章に相当する書き出しが、甲本では「小邦寡民、使百人之器用……」となっているのに対し、乙本は「小国寡民、使有百人工器而勿用……」と通行本『老子』と同じになっている。その他、甲本で「邦」字の用いられている二十数カ所が、乙本ではみな「国」に改められている。このことは甲本の方は漢の高祖劉邦の「邦」字をまだ諱む必要のなかった時期の写本であり、乙本は劉邦の死後、「邦」字が使えなくなった時期の写本であることを示す。避諱を利用して、成立年代推定に活かせる例と言えよう。

史官はきびしい避諱の掟を遵守することによって無難に難を避ける。直筆すれば「逆鱗にふれる」ことが明らかな場合には、敢てそれにふれずに避諱に準じたさまざまな便法で難を避ける。これが中国の史官ないし史家の伝統となっている。避諱の法令は唐、宋、明、清と後世になるほど厳格となり、それに対応して書き手の側も避け方をいっそう巧妙にして行く。

## 六 借古諷今

「古を借りて今を諷する」というやりかたがある。史家の狡智といふべきであろうか。多義的なのが諷刺の特性だから、権力から咎められても言いわけが利く。これを称して「影射史学」ということがある。「影射」の語源は「含沙射影」で、蜮むすというスッポンのような動物が、水中から沙すなを含んで岸辺の人影に吹きかけると、その人は病気にかかるという伝説があり、暗に人を攻撃したり陥れたりする場合に用いられる。類似の句に「指桑罵槐」、桑を指しているが実は槐えいを罵るとか、同じく「指鷄罵狗」とかいう表現もあるという。とにかくこういう手のこんだテクニクがあった。

権力の監視・弾圧がよほどきびしくて、表現の道が鎖されているような場合には、ガス抜きの一手法として諷刺という道も許されるだろう。ところが中国でまずかったのは、たとえば「文革」時代にマスコミの中枢権限を握っていたはずの四人組がこれをやった。権力を批判するための影射史学を、権力自身が使って政敵を攻撃した。このことは今でも許せないことだと私は考えている。

しかしさらに考えてみると、中国では王朝が交代することに「正史」の編纂が行なわれたが、これも新王朝による今は亡き前王朝に対する挽歌であると同時に、それに対する批判であり、新王朝の正統性を確保するための営みだったと言える。前王朝という「古」を借りて、新王朝の「今」に生きる官民に「風教」を垂れたわけである。

史書はたんに過去をなつかしむために書かれるのではない。「借

古諷今」を内に蔵した史書は、一面では当世に反する人々をソシル歴史（そしる 謗史）であり、一面では当世の権力にオモネル歴史（おめる 諛史）となりうる。そういう二面性をもつことを史家は忘れてはなるまい。

直筆と微言。この二つが中国の史家においてどうからみあっていたか、さらにそれが日本の史書にどう影を落しているか、それをわれわれはどう受け止めたらよいか。そこまでは十分に論じ得なかった。今日述べたことについては拙著『逆流と順流——わたしの中国文化論』（研文出版、一九七八年）に収めた「当世ノ為ニ諱ム」や「諷刺と避諱と」などを読んでいただければ幸いである。

〈付記〉これは、去る一九九〇年五月十三日に行われた、学習院大学史学会大会に於いてお願いした講演を、小倉先生にまとめていただいたものである。